

地方公会計制度の目的

現在の自治体予算・決算制度は、現金の収支を議会の議決（チェック）による、予算の適正かつ確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用しています。

これはわかりやすいというメリットもありますが、現金のみの移動に着目しているため、資産、負債といった自治体会計全体を把握することが出来ないというデメリットもあります。

この点を改めるため、従来の現金主義による決算に加え、発生主義、複式簿記といった企業会計的な手法を用いた財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の開示が行われているところであり、一般的には「地方公会計」制度といわれています。

地方公会計については総務省が中心となり、地方公会計に関する審議会、研修会を立ち上げ、財務書類の普及に取り組んでいるところです。

現在では、全国ほぼ全ての自治体において財務書類の作成が行われています。

財務書類の内容、目的

財務書類は以下の4表となっています。

名称	内容	何が分かるか
貸借対照表	一定時点（年度末）における本市が保有している資産、負債の状況	資産をどれだけ保有しているか、将来世代の負担がどれくらいあるか。
行政コスト計算書	一定期間（年度間）における資産形成につながらない行政サービスに要したコストとその財源	経常的な行政サービスにどれだけの費用がかかっているか。
純資産変動計算書	一定期間（年度間）における純資産の変動状況	これまでの世代が蓄えてきた資産が増えたのか、減ったのか。
資金収支計算書	一定期間（年度間）における資金の出入りの状況	どういった行政サービスに、どれだけの費用がかかっているか。

財務書類作成にあたって

財務書類の作成にあたって、以下の基準で作成しています。

- 対象となる会計範囲：普通会計

※普通会計：地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分。

本市では一般会計と土地取得事業特別会計。

- 作成の基準日：当該年度末日（3月31日時点）
- 対象となる期間：4月1日～翌年3月31日
- 作成の方法：総務省方式改定モデル（昭和44年度以降の決算統計データを活用）

I 貸借対照表

1 貸借対照表とは

- 一定時点における財務状況を明らかにするため資産、負債及び純資産を記載したもの。
- 左側（借方）に、「資産（これまでに形成された市の行政サービスを提供するための経営資源）」、右側（貸方）に、資産を形成するにあたり、将来世代が負担する「負債」、これまでの世代が既に負担してきた「純資産」を計上。

借方（資金の使途）	貸方（資金の調達方法）
〔資産〕 これまでに形成された市の行政サービスを提供するための経営資源 （土地・建物、基金、現金等）	〔負債〕 将来世代が負担する金額 （地方債、退職手当引当金）
	〔純資産〕 これまでの世代が負担した金額 （国庫支出金、一般財源等）

2 項目について

〔資産の部〕

「将来の行政サービスの提供能力を有するもの」又は「将来の資金流入をもたらすもの」を表したもので、「1 公共資産」「2 投資等」「3 流動資産」に区分されています。

1 公共資産

（1）有形固定資産

公共資産のうち、長期間にわたり行政サービスを提供するために使用されるもの。
 具体的には、土地、建物、機械装置等。

① 生活インフラ・国土保全	道路、橋、公園、住宅など
② 教育	学校、幼稚園、公民館など
③ 福祉	保育所、福祉施設など
④ 環境衛生	ごみ処理施設、火葬場など
⑤ 産業振興	勤労者会館など
⑥ 消防	消防庁舎など
⑦ 総務	市役所本庁舎など

（2）売却可能資産

公共資産のうち、将来にわたって行政目的のために使用しない等、売却が予定されている資産、遊休資産で翌年度に財産売却収入として予算計上しているもの。

2 投資等：公営企業等への出資金や貸付金、すぐに使う予定のない預金等の資産を計上

（1）投資及び出資金

公営企業、公益法人等への出資金及び出損金の現在高を計上。

（2）貸付金

基準日における貸付金の現在高を計上。

- (3) 基金等
基準日における基金の現在高を計上。
 - (4) 長期延滞債権
収入未済額のうち、前年度以前に発生した債権について計上。
 - (5) 回収不能見込額
「長期延滞債権」「貸付金」のうち、時効等の理由により将来回収不能となることが見込まれる額をマイナス表示にして計上。算定にあたっては今年度を含む過去5年間の不納欠損実積率により算出。
- 3 流動資産：現金、必要に応じてすぐに使える預金の他、税金等の未収金を計上
- (1) 現金預金
財政調整基金、減債基金の積立金、保有している現金及び金融機関に預けている預金のうち基金に属さないものを計上。
 - (2) 未収金
市税、使用料・手数料等の収入未済額については、決算書の収入未済額のうち、長期延滞債権計上額を除いた額を計上。
また未収金のうち回収不能となることが見込まれる額については、回収不能見込額（マイナス表示。今年度を含む過去5年間の不納欠損実積率により算出）として計上。

〔負債の部〕

将来の支払義務の履行により資金流出をもたらすもので、将来世代の負担となるもの。支払時期が1年超の「固定負債」と1年以内の「流動負債」に区分して表示されています。

- 1 固定負債：支払時期が1年超のもの
 - (1) 地方債
地方公共団体が負っている借金（市債）で、個々には翌々年度以降に返済が行われる予定のものを計上。
 - (2) 長期未払金
債務負担行為のうち、既に確定した債務とみなされるものについて、翌々年度以降の支払予定額を計上。
 - (3) 退職手当引当金
基準日において、在職する全職員が退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額から翌年度支払予定退職手当の額（流動負債に計上）を除いた額を計上。
 - (4) 損失補償引当金
債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の額を計上。
 - (5) 他会計長期借入金
他会計からの借入金で、翌々年度以降に返済が行われる予定のものを計上。
- 2 流動負債：支払時期が1年以内のもの
 - (1) 翌年度償還予定地方債
地方債の基準日現在の残高のうち、翌年度に返済が行われる予定の元金償還額を計上。
 - (2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）
地方自治法施行令第166条の2に規定する「翌年度歳入の繰上充用」を行った場合の

金額を計上。

(3) 未払金

負債に計上される債務負担行為のうち、翌年度支払予定額を計上。

(4) 翌年度支払予定退職手当

翌年度に支払うことが予定されている退職手当の額を計上。

(5) 賞与引当金

翌年度6月の期末勤勉手当については、当該年度12月から翌年度5月までの6ヵ月間を支給対象期間としているため、そのうち4か月分（12月から翌年3月まで）は、今年度の負担相当額を計上

(6) 他会計借入金

翌年度に支払うことが予定されている他会計への返済金の額を計上。

〔純資産の部〕

資産合計と負債合計の差額であり、これまでの資産形成額を表します。

1 公共資産等整備国府補助金等

「有形固定資産」「投資等」に対して投入された財源のうち、国府から受けた補助金等（減価償却分を除いた額）を計上。

2 公共資産等整備一般財源等

「有形固定資産」等を取得する際に投じられた一般財源（減価償却分を除いた額）を計上。

3 その他一般財源等

「純資産」のうち、「公共資産等整備国府補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」を除いた額を計上。

4 資産評価差額

「売却可能資産」の新規計上、資産の評価替、寄附等による無償取得等により「純資産」を増減させる場合、その額を計上。

II 行政コスト計算書

1 行政コスト計算書とは

- 資産形成につながらない行政サービスの提供のために地方公共団体がどのような活動をしたのかについてコスト面から把握しようとするもの。
- 民間企業では損益計算書にあたるもの。

2 項目について

〔経常行政コスト〕

地方公共団体が行政サービス提供のため要したコスト（費用）を集計したもの。以下の4区分に分類。

1 人にかかるコスト

(1) 人件費	給与費等から退職手当、前年度賞与引当金計上額を除いた額
(2) 退職手当引当金繰入等	退職手当及び当該年度に引当金として新たに繰り入れた額
(3) 賞与引当金繰入額	貸借対照表に計上した賞与引当金の額

2 物にかかるコスト

(1) 物件費	旅費、光熱水費、委託料、備品購入費などの経費
(2) 維持補修費	施設等の維持補修に要する経費
(3) 減価償却費	有形固定資産の経年劣化等に伴い、価値が減少したと認められる額

3 移転にかかるコスト

(1) 社会保障給付	障害者、高齢者に対する援護措置、児童手当等の給付、生活保護費等に要する経費
(2) 補助金等	一部事務組合負担金、各種団体に対する補助金等に要する経費
(3) 他会計等への支出額	特別会計等他会計に対する繰出に要する経費
(4) 他団体への公共資産整備補助金等	投資的経費のうち、他団体への補助金等（市の所有とならない資産が形成される場合）

4 その他のコスト

(1) 支払利息	地方債、一時借入金の利子支払額
(2) 回収不能見込計上額	市税、使用料等のうち、回収不能見込額として、新たに貸借対照表に計上した金額及び当該年度の不納欠損額
(3) その他行政コスト	上記以外の行政コストの他、長期未払金及び未払金として、新たに貸借対照表に計上した金額

〔経常収益〕

施設の使用料金等行政サービスの提供に対する直接の対価として得られた使用料、手数料といった受益者負担の1年間の調定額。

Ⅲ 純資産変動計算書

1 純資産変動計算書とは

- 一定期間において、純経常行政コストの動きや公共資産整備への財源投入、国府補助金や市税等一般財源の投入により、貸借対照表の〔純資産の部〕に計上されている各項目がどのように変動したのかを表すもの。
- 1年間でこれまでの世代が負担してきた部分が増えたのか、減ったのかが分かる。

2 項目について

〔純経常行政コスト〕

行政コスト計算書で、経常行政コストから経常収益を差し引いたものを「(差引)純経常行政コスト」として、マイナス表記に反転し、計上。

〔一般財源〕

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することが出来るもの。

地方税	市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税等
地方交付税	普通交付税及び特別交付税
その他行政コスト充当財源	地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金等

〔補助金等受入〕

国、府から交付された補助金等。公共資産の形成に充てられたもの、経常行政コストに充てられたものに分割して計上。

〔臨時損益〕

経常的でない特別な事由に基づく損益を計上。

〔科目振替〕

純資産を形成する科目相互間での資金の変動を明示するために設けられたもの。

公共資産整備への財源投入	貸借対照表の公共資産を形成するために投入された財源の移動
公共資産処分による財源増	土地売却等の資産処分による財源の移動
貸付金・出資金途への財源投入	貸借対照表の投資及び出資金、貸付金、基金等を形成するために投入された財源の移動
貸付金・出資金等の回収等による財源増	投資及び出資金、貸付金の回収、基金からの繰入等による財源の移動
減価償却による財源増	減価償却による公共資産形成の財源からその他一般財源等への振替
地方債償還等に伴う財源振替	地方債を償還したことによるその他一般財源等から公共資産整備一般財源等への財源振替

〔資産評価替えによる変動額〕

貸借対照表で、売却可能資産を時価評価したこと等による、評価替の変動によるもの。

〔無償受贈資産受入〕

寄附等により無償で資産を受贈した場合に貸借対照表に追加計上した評価額。

IV 資金収支計算書

1 資金収支計算書とは

- 支出をその性質に応じて3つに区分し、それに対応する財源を収入として表示したもの。
- 区分することにより、どのような要因で資金が増減したのかがわかりやすくなる。

2 項目について

〔経常的収支の部〕

経常的に行われる行政活動から発生する資金収支を計上。

収入	市税、使用料、手数料など
支出	人件費、物件費、社会保障給付など

〔公共資産整備収支の部〕

公共資産の整備に要する資金収支を計上。

収入	国府補助金、地方債発行額など
支出	公共資産整備支出、公共資産整備補助金等支出など

〔投資・財務的収支の部〕

出資、貸付、積立、返済等に要する資金収支を計上。

収入	公共資産の売却収入、地方債など
支出	地方債償還額、他会計への出資など

〔基礎的財政収支（プライマリーバランス）〕 ※欄外注記

地方債の発行・償還や財政調整基金等の積立・取崩しを全体の収支から除いた基礎的財政収支（プライマリーバランス）を計上。